

一宮市告示第 118 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 18 日

一宮市長 中野 正康

1 廃止等に係る指定障害福祉サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社モアリンクス
一宮市朝日一丁目 9 番 13 号

2 廃止等に係る事業所の名称及び所在地

児童発達支援・放課後等デイサービス
おんぷ plus
一宮市花池三丁目 26 番 12 号

3 廃止等の年月日

令和 8 年 3 月 31 日

4 廃止等に係る事業の種類

児童発達支援

5 事業の主たる対象者

医療的ケア児

6 事業所番号

2352101238